

会 員 各 位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

「職長のためのリスクアセスメント教育」
(継続学習制度認定講習) ご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 17 年 11 月の労働安全衛生法の一部改正により、職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、建設物の設置及び作業行動等に起因する危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることが事業者の努力義務として定められました。

これに伴い、職長等の教育を定めている労働安全衛生規則が改正され、職長教育にリスクアセスメントに関する教育が盛り込まれました。

一方、安全衛生教育に関する行政通達においては、職長教育を修了した者に対して、一定の期間が経過したとき又は機械設備等に大幅な変更があったときに、能力向上教育に準じた教育を行なうことが望ましいとされているところであります。

このようなことから、従来から当協会で推進してきた「職長・安全衛生責任者教育」を修了した者等に対して、リスクアセスメントに関する科目を教育することによって、職長等による災害防止活動のレベルアップを図ることを目的とします。

記

1. 開催日時・場所

日 時	会 場
平成 29 年 6 月 14 日 (水) 10:00~17:00	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 大津市におの浜 1 丁目 1-20 号

2. 受 講 料

会 員 7,730円(テキスト代含む)

非会員 8,230円(テキスト代含む)

3. 対 象 者

(1) 平成 18 年 3 月 31 日までに「職長・安全衛生責任者教育を修了した者」

(2) 平成 18 年 3 月 31 日までに「職長教育を修了した者」

4. 教 育 内 容

建設現場で、労働災害が発生しそうな危険なところを前もって洗い出し、事前にどれくらい危ないかを体系的に評価し、その評価に従ってきちんと対策を実施する方法

5. 申 込 書 類

申込書は建災防滋賀県支部のHPよりダウンロードできます。

URL：<http://www.yumeken.or.jp/> →トップページ右の講習会等→建災防主催をクリック

6. 受 講 申 込

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカラー写真等も不可)を貼付し、本人確認書類(免許証等)写しを添えてお申し込み下さい。
- (2) 銀行振込の場合は、受講申込書に必ず受講料振込受領書の写し(講習会名記入)を添付してお申し込み下さい。
- (3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。
- (4) 申込受付は、定員40名になり次第締め切ります。

7. 申 込 方 法

郵 送

〔共通〕下記口座に受講料をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部まで郵送

- 振込先 口座：滋賀銀行本店(普通) 755278
名義：建設業労働災害防止協会滋賀県支部

窓 口

〔会 員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部窓口まで

〔非会員〕建災防滋賀県支部窓口まで

8. 問 合 せ 先

〒520-0801 大津におの浜 1-1-18

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

TEL 077-522-3232 FAX 077-522-7743

9. 修 了 証

建災防滋賀県支部から「職長のためのリスクアセスメント教育」修了証を、後日交付いたします。

※遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から30分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2) 講習開始後30分以上遅刻した場合は、受講を認めません。遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (4) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。